

やすく安心 ジェネリック医薬品!

「声の市議会だより」をお届けしています

市では、市民ボランティア団体「福生いとでんわ」と協働で視覚障害者（1・2級）の方に「声の市議会だより」（デジジー方式のCD版）をお届けしています。ぜひご利用ください。

◆デジジー(DAISY)とは…デジタル録音図書の実基準で、聴きたいところをページや見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

専用の再生機が必要となりますが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます（利用者一割負担）。

問合せ 議事事務局庶務係 ☎551・1523

福生市長選挙の日程が決まりました

告示日 5月6日(日)

投開票日 5月13日(日)

期日前投票 5月7日(月)～12日(土)

今後4年間の福生市政を託す市長を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。

◆福生市長選挙立候補予定者説明会

日時 3月28日(水)午後2時

場所 市役所第一棟2階第一会議室

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎551・1802

交通安全講習会のお知らせ

交通事故はいつどこで起

Table with 5 columns: 測定場所, 飛行回数, 前年同月比, 飛行回数, 前年同月比. Rows include 飛行総数, 昼間, 夕刻, 夜間, 最高音圧レベル.

この分かるりません。車を運転する皆さん、交通事故の恐ろしさ、交通ルールを守ることの大切さを確かめましょう。ご家族おそろいでお出かけください。

日時 3月29日(木)午後7時

(開場午後6時30分)

場所 市民会館小ホール(つ

つじホール)

内容 映画及び講話

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

福生市まちづくりに資する

寄附金(ふるさと納税)

2月1日から29日までの間に、1名の方(匿名)から8万円のご寄附をいただきました。

寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。(平成23年度累計26件・101万5千6百円)

問合せ 契約管財課管財係 ☎551・1535

国保だより

新しく会社等の健康保険に加入される方へ

国民健康保険に加入していた方が、就職などで会社等の健康保険に加入したとき、福生市の国民健康保険の資格を喪失する届出が必要です。

- 届出をしないでいると
・国民健康保険の資格喪失が行なわれず、本来支払う必要のない国民健康保険税も課税されます。
・会社等の健康保険に加入後は、必ず新

しい保険証を病院に提示し、受診してください。病院で国民健康保険証を使用してしまうと、国民健康保険が病院に支払った医療費を返還していただくことがあります。

届出に必要なもの 加入された方全員の会社等の健康保険証、加入された方全員の国民健康保険証

保険税の納付は便利な口座振替をお勧めします

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利です。申請は口座振替依頼書(はがき)で申し込むか、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちのうえ、取り扱い金融機関で手続きをしてください。

春の交通安全運動期間中 『あいさつ運動』を行ないます

町会長協議会では、毎日を清々しく過ごすことができる『あいさつ運動』に取り組んでいます。

町会・自治会では、4月6日(金)～15日(日)に実施される春の交通安全運動期間に、交通安全を呼びかけ、地域の皆さんとあいさつを交わします。



熊牛会館が新しくなりました

熊川牛浜町会では、町会活動の拠点として長年利用していた熊牛会館の老朽化に伴い、建て替えを行ないました。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590

お納め忘れはありますか!

平成23年度分の市税等の最終納期限は平成24年2月29日(木)でした。

市・都民税(第1期～第4期)、固定資産税(第1期～第4期)、国民健康保険税(第1期～第8期)、軽自動車税、介護保険料(第1期～第8期)、後期高齢者医療保険料(第1期～第8期)

お納め忘れがある場合は、早急に納めてください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。 問合せ 収納課 ☎551・1578

年金だより

退職(失業)による特例免除制度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職(失業)された場合、市役所で国民年金の加入手続きを行ない、国民年金保険料を納めていただくことになります。

通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方の所得が所得基準の範囲内である必要があります。

特例免除制度は退職(失業)した年度及び翌年度に限り利用することができます。申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書をお持ちになり、市役所1階5番保険年金課窓口へお越しください。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

国民年金の種別変更について

国民年金の加入種別は次の三種類に分かれています。届出は加入時だけでなく、種別が変わるときにも必要です。

- ◆第1号被保険者 自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等
◆第2号被保険者 会社や官公庁にお勤めの方(厚生年金や共済組合に加入している方)
◆第3号被保険者 国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者
【種別変更となるケース】
◆第1号被保険者になるケース 第2号被保険者が退職すると第1号被保険者となります(第3号被保険者になる場合は除く)。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。
◆第2号被保険者になるケース 第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金等に加入すると第2号被保険者になります。
◆第3号被保険者になるケース 第2号被保険者の被扶養配偶者になると第3号被保険者になります。



4月の無料相談

Table with 5 columns: 相談内容, 期日, 時間, 場所, 備考. Rows include 人権身の上相談, 登記相談, 相続遺言等暮らしの手続き相談, etc.

そのほかの相談 市・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

【安全安心まちづくり市民ひろば】次回の開催は犯罪のない、安全で安心なまちづくりを推進するため、話し合いや情報交換をしています。市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。日時 3月22日(木)午後7時～9時 場所 わかたけ会館2階集会所 問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691